

公設児童クラブの運営体制について (運営体制の見直し・今後の進め方)

令和8年2月9日

- ◎ 運営委員会と市の業務分担などの見直しを実施
- ◎ 継続が難しいと回答した運営委員会と今後の方向性を協議

全体 (R9年度入会分以降)

- (1) 運営委員会と市の業務分担を見直し、各クラブの業務量削減
 - * 入会等の申請事務や負担金の徴収等関連する事務を市で一元化
- (2) 全クラブ共通の標準的な業務基準等を作成(クラブ独自の取組も推奨)
 - * 保護者負担金やサービス内容の統一

運営委員会での継続を支援

- ① 組織運営・周辺事務を担う職員配置を支援
【R8年度から先行実施予定】
- ② 保護者や配慮を要する児童への対応など、日々の運営を支援する体制・取組を充実

運営主体の変更希望あり

- ▶ 新たな運営体制案を基に協議を重ね、今後の意向を再確認
- ▶ 複数年、段階的な変更を計画
【令和9年度から10クラブ程度を想定】

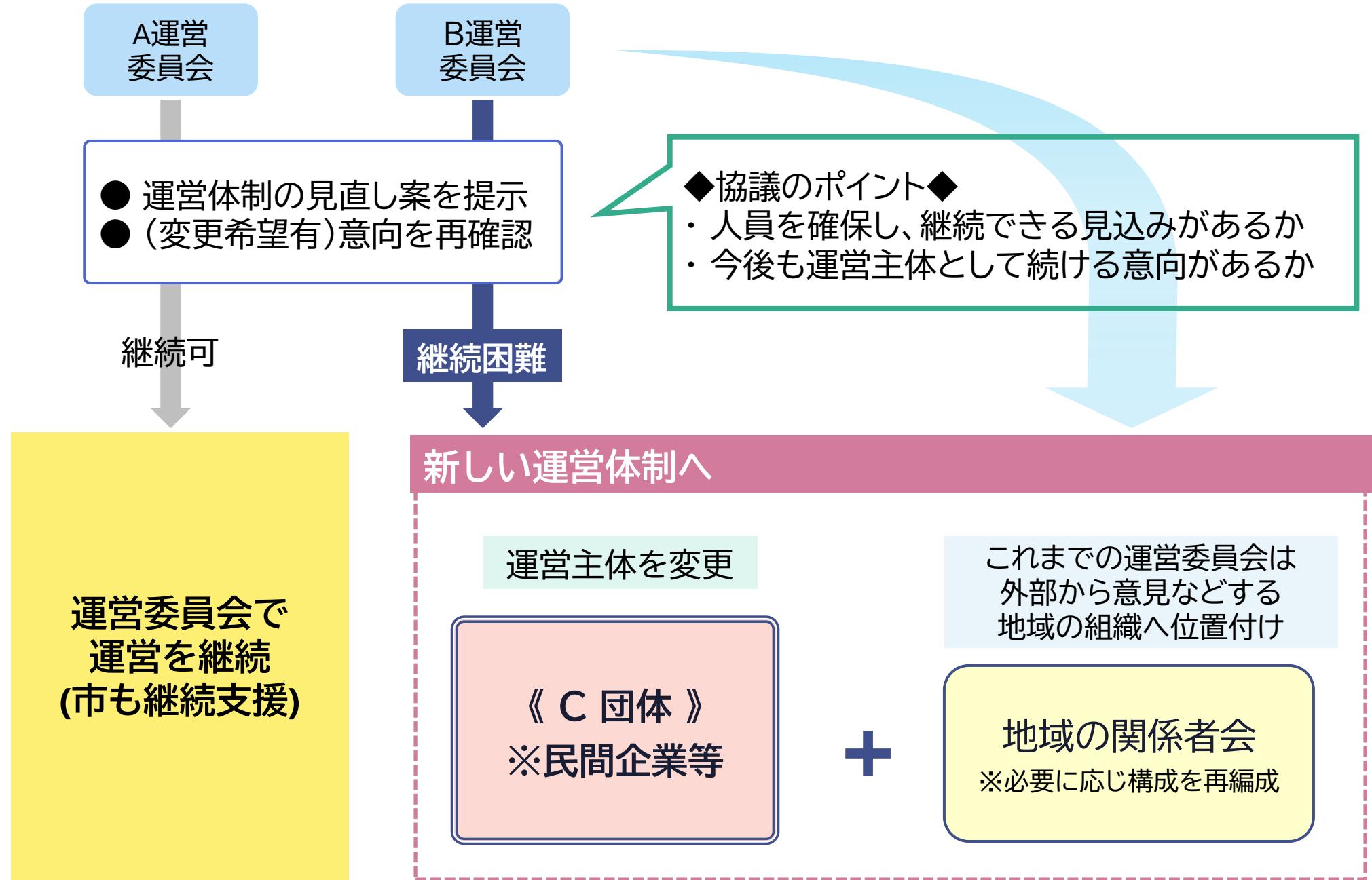
2 業務分担の想定

業務	運営主体		地域	市
	運営母体	支援員等		
事業計画等の作成	○	○	○	
出欠確認・育成支援・記録の作成等		○		
保護者・学校・地域との連携	○	○	○(一部)	
入会等申請の受付・審査		○		●
入会決定・待機児童の把握		○		●
入会説明会・個別面談等	○	○		
利用料金の決定・徴収・催促等	○			●
事務用品ほか消耗品の購入・管理	○	○		
おやつ等の発注・提供・料金徴収	○	○		
施設・備品等の維持管理・補修等		○(日常)		○(修繕等)
支援員等への研修の実施	○			○
職員の確保(募集・採用)・シフト調整	○			
労務管理(出退勤・休暇等)・給与関連	○			
運営資金の管理	○	○(一部)		

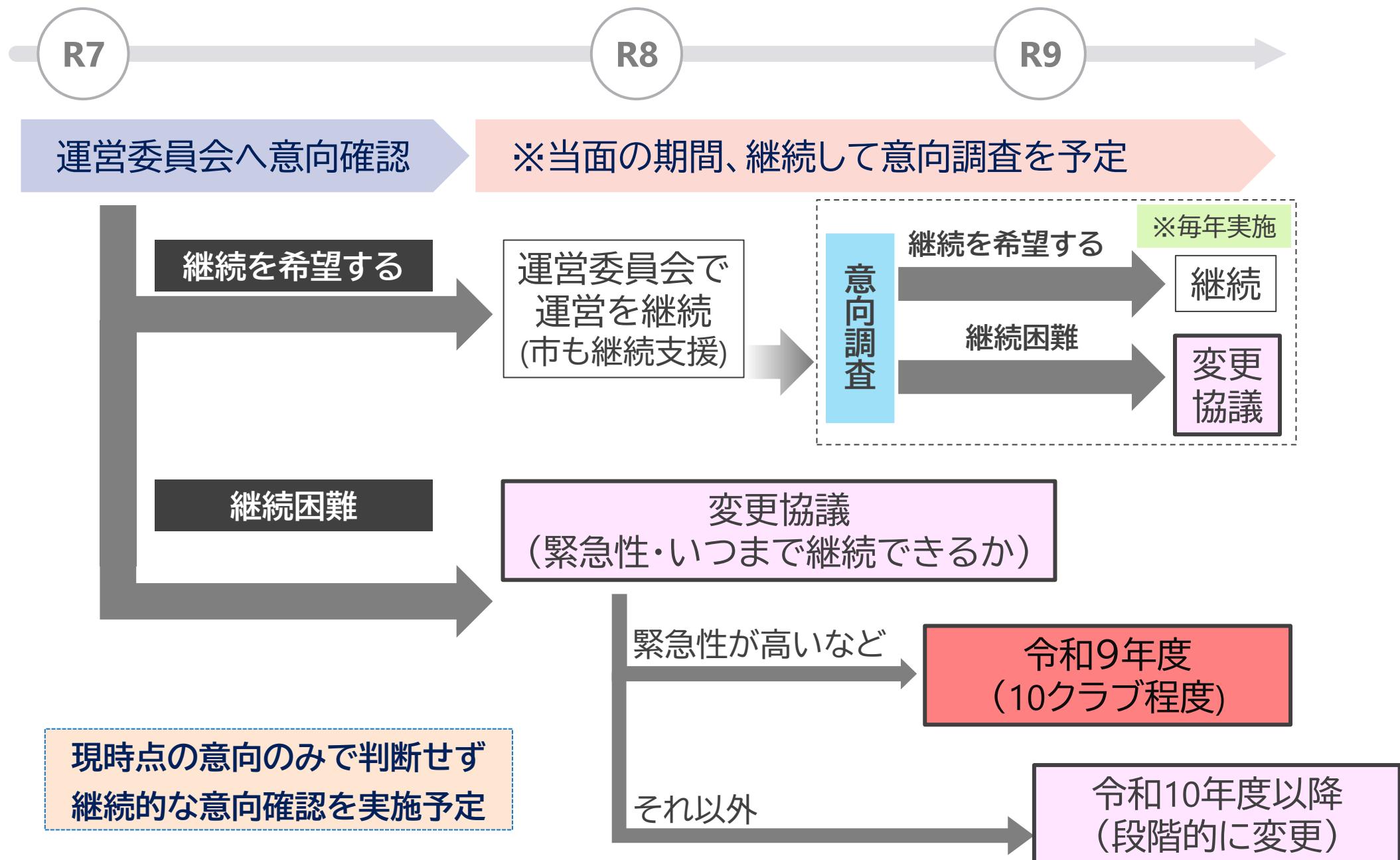
※運営主体を変更する場合、点線枠内は新たな「運営主体(運営母体)」が担う想定

※運営委員会として実施する場合、「運営母体」・「地域」は引き続き運営委員会が担う

3 運営主体変更のイメージ



4 段階的な変更のイメージ



R7

第3回 子ども・子育て会議(今回)

R8

市での一元化の準備

R8① 子ども・子育て会議

- R9から変更するクラブの報告等

R8② 子ども・子育て会議

- 受託事業者の報告等

R8③ 子ども・子育て会議

- R10年度以降の計画の報告等

R9

新たな運営体制で運用開始

変更協議関連

新たな運営体制の提示

(～3月) 変更協議

*サウンディング結果や他市事例を共有

変更の必要性や
緊急性等を確認

変更クラブの決定 (10クラブ程度想定)

(早ければ)6月議会で提案

(秋頃) 事業者選定

引継ぎ等期間

運営主体を
変更して実施